



No. 71

昭和41年 9 月 25 日
(別 紙)

行 会 集 村 庁
発 度 村
重 県 集
編 報 課
三 重 広

目 次

条 例

(八月九日公布)

- 村長の証明する証明書に関する条例の一部を改正する条例……(条例第十九号)
- 度会村税条例の一部を改正する条例……(条例第二十号)
- 度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例……(条例第二十一号)
- 度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例……(条例第二十二号)
- 度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例……(条例第二十三号)
- 度会村消防団員等公務災害補償条例……(条例第二十四号)
- 度会村消防団条例の一部を改正する条例……(条例第二十五号)
- 度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……(条例第二十六号)
- 度会村農業委員会の農地部会構成員の定数に関する条例……(条例第二十七号)
- 度会村農業委員会の振興部会構成員の定

数に関する条例……(条例第二十八号)

○度会村報酬および費用弁償等に関する条例第一条の特例に関する条例を廃止する条例(条例第二十九号)

(九月十日公布)

○度会村職員団体の登録に関する条例……(条例第三十号)

○度会村職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例……(条例第三十一号)

○度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例……(条例第三十二号)

○度会村交通安全対策協議会設置条例……(条例第三十三号)

条 例

度会村条例第十九号

村長の証明する証明書に関する条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年八月九日

三重県度会村村長 大野 真 資

村長の証明する証明書に関する条例の一部を改正する条例

村長の証明する証明書に関する条例(昭

和二十九年度会村条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 第二条に規定する証明書のうち税に関する証明書で次に掲げる証明書の交付を受けようとするときは、請求人は、村長が定める請求書により所有者または法定相続人の何れか一人が自署それぞれ捺印して村長に請求しなければならない。

一、土地評価証明書

二、家屋評価証明書

三、地方税法の規定に基かないその他村税に関する証明書

2、村長は、前項第一号及び第二号に掲げる評価証明書については、次に掲げる各号の一に該当するときは評価証明書を交付しない。

一、その課税対象である固定資産の所有者が固定資産税を完全納付していないとき。

二、固定資産課税台帳に特殊の事由により評価額が登録されていないとき。

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例第二十号

度会村税条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村村長 大野 真 資

度会村税条例の一部を改正する条例

度会村税条例(昭和三十一年度会村条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

第二十四条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十六条に規定する事業を経営している場合において」を加え、旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「所得税法」という)第十一条の二の規定の適用を受ける者を「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第三十二条中「扶養親族」を「控除対象配偶者または扶養親族」に改める。

第三十三条第一項中「退職所得の金額または山林所得の金額による。」を「退職所得金額及び山林所得金額とする。」に改め、同条第二項中「退職所得の金額または山林所得の金額」を「退職所得金額または山林所得金額」に「(所得税法第十七条の規定を除く。)による所得税法第九条第一項」を「による所得税法第二十二條第二項または第三項」に改める。

第三十四条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族(当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族)のうち合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、法第三百十四條第一項の規定により所得税法第九

十八条第一項から第四項までの規定の例によって算定するものとする。

一、夫と妻

二、父または母とその子(子については、その父または母のいずれか一方の配偶者または配偶者であった者と親子の關係がない者を含む。)

三、祖父または祖母とその孫(孫については、その父または母と生計を一にする者を除く。)

第三十四条第二項中「第十一条の第三項及び第四項」を「第九十八条第五項」に、「第六号及び」を「第六号及び第七号」に改め、「及び第三十四条の四」を削る

第三十四条の第二項を次のように改める。

所得割の納税義務者が法第三百二十四条の二第一項各号の一に掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項から第九項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額または扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第二項、第六項及び第九項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

第三十四条の二第二項中「生命保険料控除額または扶養控除額」を「または生命保険料控除額」に改め、「若しくは第三項」を削り、「第四項の申告書」の下に「(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)」を加え、「または当該申告書が三月

二十日までに提出されない場合」を削り、「ただし、第三十六条の二」を「ただし、同条」に、「控除に関する事項」を「これらの控除に関する事項」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかったこと」を削る。

第三十四条の三第二項中「退職所得の金額または山林所得の金額」を「退職所得金額または山林所得金額」に改める。

第三十四条の四中「第十四条」を「第八十四条」に改める。

第三十四条の五第一項中「課税総所得金額(前条の規定による申告書の提出があった場合においては、同条の規定により計算した同条)を「課税総所得金額(前条の規定による申告書の提出があった場合には同条の規定により所得税法第八十四条の規定の例によって計算した同条)に、「に対して課すべき総所得金額(前条の規定による申告書の提出があった場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によって計算した同条の調整所得金額)または退職所得の金額に対する」を「の課税総所得金額または課税退職所得金額に係る」に、「よって計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該」に改め、同条第二項中「に対して課すべき山林所得の金額に係る」に、「よって計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該」に改める。

第三十四条の六中「百分の八、四」を「百分の八、九」に改める。

第三十四条の七第一項中「障害者である」の下に「控除対象配偶者または」を加え、

同条第二項中「第十二項」を「第十項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。3、第三十四条の二第二項の規定は、第二項の規定による控除について準用する。

第三十五条中「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に改める。

第三十六条の二第一項中「及び扶養控除額」を「配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、「青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは」を削り、同条第二項中「青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者、若しくは事業専従者控除額の控除を受けようとする者若しくは」を削り、同条第四項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項中「前年中において給与所得または退職所得(所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得(同条第二項において退職所得とみなされるものを含む)をいう)の支払を受けたもの」に、「所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る」を「所得税法第二百二十六条の規定により前年の所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該」に改める。

第四十四条第四項中「第三十八条第一項」を「第八十三條」に改める。

第四十五条第一項中「第三十八条第一項」を「第八十三條」に改める。

第四十八条第三項中「申告に係る」を「申告(同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ)に係る」に、「当該期間の末日の翌日から法第三百二十一条の八第三項の規定による申告」を「同

項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告に改める。

第五十条第二項中「法第三百二十一条の十二」を「法第三百二十一条の十一」に改め「更正」の下に「(当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。)」を加える。

第六十三条中「二万円」を「八万円」に、「三万円」を「五万円」に、「十五万円」を「三十万円」に改める。

第七十一条中「第四十三項または第四十四項」を「第六十五項または第六十六項」に改める。

第七十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九十条の次に次の一条を加える。
(身体障害者に対する軽自動車税の減免)
第九十条の二 村長は、下肢または体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者が所有し、かつもっぱらその者が運転する軽自動車等(一台に限る)に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2、前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限七日までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により交付された身体障害者手帳、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条の規定により交付された運転免許証及び当該者が使用する軽自動車等を呈示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

1、

一、第八十七条第三項各号に掲げる事項
二、身体障害者手帳の番号及び交付年月日

三、身体障害の箇所及び等級
四、運転免許証の番号及び交付年月日並びに有効期限

五、運転免許の種類及び条件が附されているときはその条件

3、前条第三項の規定は第一項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

第九十八条中「第四十五項」を「第六十七項」に改める。

第九十九条第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

第三百三十一條第四号中「第四十五項」を「第六十七項」に改める。

第三百五十一條第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

第九十條の二中「第四十五項」を「第六十七項」に改める。

附則 (昭和三十九年度会村条例第十二号) 第八項から第十六項までを削り、附則第六項の次に次の八項を加える。

(宅地等) に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例
7、宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税額に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負

担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

上 昇 率	負担調整率
三倍 未 満	一・一
三倍以上八倍未満	一・二
八 倍 以 上	一・三

(農地) に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例

8、農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)をこえる場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

9、附則第七項及び第十三項の「宅地等」とは法附則第二十九項第二号に、附則第七項及び第十三項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは法附則第三十二項から第三十七項まで及び法附則第四十項に、附則第七項の「上昇率」とは、法附則第二十九項第六号に規定するところにより、前項及び附則第十三項の「農地」とは法附則第二十九項第一号に、前項及び第十三項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは法附則第三十八項から第四十項までに規定するところによる。

10、土地に対して課する昭和四十二年(昭和四十二年)の土地の価格の特例
11、土地に対して課する昭和四十三年(昭和四十三年)の土地の価格の特例
12、法附則第八十三項または第八十四項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十一條第八項中「または第三百四十九條の五」とあるのは「若しくは第三百四十九條の五または法附則第八十三項若しくは第八十四項」と読み替へるものとする。
13、(免税点の適用に関する特例)
附則第七項または第八項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十三條に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第九項の規定の適用を受ける宅地等についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等の宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額によるものとし、附則第八項の規定の適用を受ける農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。
(昭和四十一年度分等の個人の村民税に

14、昭和四十一年度から昭和四十三年度までの三年度分の個人の村民税に限り、第三十三條第二項の規定の適用については同項中「法令の規定」とあるのは「法令の規定(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八條の三の規定を除く。)」と読み替へるものとする。
15、昭和四十一年度分の個人の村民税に限り、第三十六條の二第六項の規定の適用については、同項中「所得税法第六十二條第一項」とあるのは「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十六條第一項または第二項」と読み替へるものとする。
16、昭和四十一年度分の個人の村民税に限り、第四十四條第四項及び第四十五條第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得税法第三十八條第一項」とあるのは「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第六十八條三」と読み替へるものとする。
附 則
(施行期日)
第一条 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第九十九條第一項、第二百五十一條第一項及び第九十條の改正規定は、昭和四十一年六月一日から施行する。
(適 用)
第二条 この条例による改正後の村税条例(以下「新条例」という)はこの附則に別段の定めがある場合を除くほか、昭和四十一年度分の村税から適用し、昭和四

十年度分までの村税については、なお従前の例による。

第三条 新条例第三十四条の六の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、昭和四十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の村民税並びに施行日以後の解散または合併による清算所得に対する法人税額に係る村民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る村民税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の村民税並びに施行日前の解散または合併による清算所得に対する法人税額に係る村民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る村民税に同条の規定の適用については、「百分の八、九」とあるのは「百分の八、六五」とする。

2、法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の村民税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前であ

る場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る村民税として納付した、または納付すべきであった村民税については、なお従前の例による。

3、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の村民税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。)に係るものに限る。)の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る村民税に対する新条例第三十四条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条 新条例第九十九条第一項、第二百五十一条及び第九十条の規定は、昭和四十一年六月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあっては、同日以後に収納すべき料金に係る分)から適用し、同年五月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあっては、同日以前において収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

度会村条例第二十一号
度会村税条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村長 大野 真資

度会村税条例の一部を改正する条例

度会村税条例(昭和三十七年度会村条例第一号)の一部を次のように改正する。
第三十四条の三中

一五万円以下の金額	一〇〇分の二
一五万円をこえる金額	一〇〇分の三
四〇万円をこえる金額	一〇〇分の四
七〇万円をこえる金額	一〇〇分の五
一〇〇万円をこえる金額	一〇〇分の六
一五〇万円をこえる金額	一〇〇分の七
二五〇万円をこえる金額	一〇〇分の八

十五万円以下の金額	百分の二
十五万円をこえる金額	百分の三
四十万円をこえる金額	百分の四
七十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六
百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十
千万円をこえる金額	百分の十一
二千万円をこえる金額	百分の十二
三千万円をこえる金額	百分の十三
五千万円をこえる金額	百分の十四

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

度会村条例第二十二号

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例
右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村長 大野 真資

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

度会村国民健康保険税条例(昭和三十八年度会村条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「旧所得税法(昭和四十年法律第三十三号)による改正前の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)をいう。次項において同じ。」第九条第一項第五号「を」所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「同項第六号」を「第二項」に改め、同条第二項中「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「旧所得税法第十一条の二第二項、第三項または第四項」を「所得税法第五十七条第一項、第二項または第三項」に改め、同条第三項中「退職所得の金額または山林所得金額」を「退職所得金額または山林所得金額」に「第八項」を「第九項」に改める。
第八条の見出し中「消滅」を「消滅等」に改め、同条第三項中「第一項」の下に

「または第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3、第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ)となった者がある場合において、当該被保険者となった者が次の各号の一に掲げる者に該当しなくなったことによるときは、当該被保険者となった日の属する月から、当該被保険者につき月割をもって算定した第二条の額を当該納税義務者に課する。

- 一、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による被保険者
- 二、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者
- 三、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)または私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく共済組合の組合員
- 四、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第八条の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者
- 五、国民健康保険組合の被保険者(組合員である被保険者に限る。)

4、第一項の賦課期日後に国民健康保険税

の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合において、当該被保険者でなくなったことが前項各号の一に掲げる者に該当したことによるときは、当該被保険者でなくなった日の属する月から、当該被保険者でなくなった者につき月割をもって算定した第二条の額を当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第八条の二第二項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「同項第六号」を「第二項」に改める。

第九条の二中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第一項第六号に掲げる」を「第二項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用する。

度会村村例第二十三号

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村村長 大野 真 資

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

度会村国民健康保険税条例(昭和三十八年度会村村例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一、所得割 百分の一・一
- 二、資産割 百分の三一・〇

三、被保険者均等割 四五〇円

四、世帯別平等割 一世帯について 一、三四〇円

第九条の二第二号中「二万五千元」を「三万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。ただし、昭和四十年度分の保険税については、なお従前の例による。

度会村村例第二十四号

度会村消防団員等公務災害補償条例

右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村村長 大野 真 資

度会村消防団員等公務災害補償条例

度会村消防団員等公務災害補償条例(昭和四十年度会村村例第七号)の全部を改正する。

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この条例は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の七の規定による非常勤消防団員に係る損害補償および消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六条の二の規定による消防作業に従事した者または救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六条の二の規定による非常勤の水防団長または水防団員(以下「非常勤水防団員」という)に係る損害補償および同法第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。

第二条 非常勤消防団員または非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合、または消防法第二十五条第二項若しくは第二十九条第五項(同法第三十六条において準用する場合を含む)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という)同法第三十五条の六第一項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という)または水防法第十七条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という)若しくは災害対策基本法第六十五条第一項の規定(同条第二項において準用する場合を含む)による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という)に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しく

は疾病にかかり、または消防作業等に從事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となったときは、村長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならぬ。

第三条 非常勤消防団員または非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。

2、損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることとはできない。

第二章 損害補償

(損害補償の種類)

第四条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

- 一、療養補償
- 二、休業補償
- 三、障害補償

- イ、障害補償年金
- ロ、障害補償一時金

- 四、遺族補償
 - イ、遺族補償年金
 - ロ、遺族補償一時金

- 五、葬祭補償

(補償基礎額)

第五条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償を除き、補償基礎額を基礎として行なう。

2、前項の補償基礎額は、次の各号に定め

るところによる。

一、非常勤消防団員または非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員または非常勤消防団員が属していた階級および当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第一に定める額とする。

ただし、当該額が当該非常勤消防団員または非常勤消防団員について当該階級の直近下位の階級および当該直近下位の階級に任命された日からの当該直近下位の階級における勤務年数に充てられた額に満たない場合には、当該直近下位の階級および当該直近下位の階級に任命された日からの当該直近下位の階級における勤務年数に充てられた額とする。

二、消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者または応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事し

たことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、七百元とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、一千円をこえない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3、次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員または非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する者については二十円を、第二号から第五号までの一に該当する者については一人につき十三円(十八歳未満の子のうち一人については、二十円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

一、配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二、十八歳未満の子および孫

三、六十歳以上の父母および祖父

四、十八歳未満の弟妹

五、不具廃疾者

(療養補償)

第六条 非常勤消防団員等が公務により、

または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、または疾病にかかった場合においては、村は、療養補償として、当該非常勤消防団員等に対して、必要な療養を行ない、または必要な療養の費用を支給する。

(療養及び療養費用の支給)

第七条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- 一、診察
- 二、薬剤または治療材料の支給
- 三、処置、手術その他の治療
- 四、病院または診療所への収容
- 五、看護
- 六、移送

2、村は、その経営する医療機関若しくは薬局または村長若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第四号までの療養を行なうものとする。

3、村は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行なうことが困難であると村長が認めるとき、非常勤消防団員等が前項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると村長が認めるとき、または非常勤消防団員等が第一項第五号若しくは第六号の療養を受けた場合において村長が必要と認めるときは、健康保険法(大正十一年

一、配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二、十八歳未満の子および孫

三、六十歳以上の父母および祖父

四、十八歳未満の弟妹

五、不具廃疾者

法律第七十号)第四十三条の九第二項の規定に基づき厚生大臣の定める療養に要する費用の算定に関する基準(当該基準がない場合にあっては、現に要した費用)の範囲内で、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

(休業補償)

第八条 非常勤消防団員等が公務により、または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、または疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、村は、休業補償として、当該非常勤消防団員等に対してその収入を得ることができない期間、一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第九条 非常勤消防団員等が公務により、または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、または疾病にかかり、なおった場合において、別表第二に定める程度の身体障害が存するときは、村は、障害補償として、当該非常勤消防団員等に対して、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第

八級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2、別表第二に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。
3、次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによる。

- 一、第十三級以上に該当する身体障害がある等級の一級上位の等級
- 二、第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
- 三、第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級
- 4、前項の規定による障害補償の金額はそれぞれ身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。ただし、同項の規定による等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。
- 5、すでに身体障害のある非常勤消防団員が公務または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷、疾病または廃疾によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の身体障害の等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場

合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とする。

一、その者の加重前の身体障害の等級が第七級以上である場合、その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償年金の額

二、その者の加重前の身体障害の等級が第八級以下であり、かつ、加重後の身体障害の等級が第七級以上である場合、その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償一時金の額を二十五で除して得た金額

三、その者の加重後の身体障害の等級が第八級以下である場合、その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償一時金の額

6、障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第二中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償を行なうものとすし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

(遺族補償)

第十条 非常勤消防団員等が公務により、または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、村は、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金または遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第十一条 遺族補償年金を受けることがで

きる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父父母および兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時その各号に掲げる要件に該当した場合に限る。

一、夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情あつた者を含む。以下同じ)、父母祖父父母については、六十歳以上であること。

二、子または孫については、十八歳未満であること。

三、兄弟姉妹については、十八歳未満または六十歳以上であること。

四、前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父父母または兄弟姉妹については、廃疾の状態(身体に別表第二の等級の第五級以上に該当する障害がある状態または負傷若しくは疾病がなおらないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態をいう)にあること。

2、非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であつた子が生じたときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その

子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3、遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十二条 遺族補償年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。

一、補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額(次号において「補償基礎年額」という。)の百分の二十五に相当する額

二、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族およびその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき補償基礎年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が補償基礎年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、補償基礎年額の百分の二十五に相当する額

2、遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち一人を遺族補償年金の請求および受領についての代表者に選任しなければならぬ。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

3、遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増

減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第十三条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一、死亡したとき。

二、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三、直系血族または直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

四、離縁によって、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。

五、子、孫または兄弟姉妹については、十八歳に達したとき(非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き第十一条第一項第四号の廃疾の状態にあるときを除く。)

六、第十一条第一項第四号の廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父、祖母または兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母または祖父、祖母については、非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であったとき、子または孫については、十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか、または、非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であったときを除く。)

2、遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第十四条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2、前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3、第十二条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、または前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止された月」と読み替へる。

(遺族補償一時金)

第十五条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一、配偶者

二、非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父

母および兄弟姉妹

三、前二号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していたもの

四、第二号に該当しない子、父母、孫、祖父、祖母及び兄弟姉妹

2、遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号および第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十六条 遺族補償一時金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。

一、非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。補償基礎額に四百を乗じて得た額

二、遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。前号に掲げる額から既に支給された遺族補償年金の合計額を控除した額

2、第十二条第二項前段の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

(遺族からの排除)

第十七条 非常勤消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2、非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3、遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も同様とする。

4、遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位または同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は消滅する。

5、第十三条第一項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。

(葬祭補償)

第十八条 非常勤消防団員等が公務により、または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、村は、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(損害補償の制限)

第十九条 非常勤消防団員等が、故意の犯

罪行為若しくは重大な過失により、または正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務または応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、または公務、消防作業等若しくは救急業務または応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、村は、損害補償の全部または一部を行なわないことができる。

(年金たる損害補償の支給期間等)
第二十条 障害補償年金または遺族補償年金(以下「年金たる損害補償」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

2、年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3、年金たる損害補償は、毎年二月、五月、八月および十一月の四期に、それぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても支給する。

(死亡の推定)
第二十一条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が三箇月間わからない場合または当該非常勤消防団員等の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償および葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

(未支給の損害補償)
第二十二条 この条例に基づく損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。

2、前項の場合において、死亡した者が死亡前にその損害補償を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その損害補償を請求することができる。

3、前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序(遺族補償年金については、第十一条第三項に規定する順序)とする。

4、第一項および第二項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(年金たる損害補償の支給額の調整)
第二十三条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後支給されるべき年金たる損害補償の内払いとみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(補償の免責及び求償権)
第二十四条 村は、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)の定めるところによる療養その他の給付または、補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付または、補償の限度において、損害補償の責を免かれる。

2、村は、損害補償の原因である災害が第三者行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者からの同一の事由について損害補償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれる。

3、村は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を行なったときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者の請求権を取得する。

(非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償)
第二十五条 非常勤水防団員に対する水防

法第六条の二の規定による損害補償は、当該非常勤消防団員が非常勤消防団員である場合にあっては、その者が所属する消防団が置かれていた村が行なう。

第三章 雑 則

(異議申立)

第二十六条 村の行なう非常勤消防団員の死亡、負傷または、疾病が公務または消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、村長に対して異議申立をすることができる。

(報告・出頭等)

第二十七条 村は、審査または損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者または、その他の関係人に対して報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、または医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還要求)

第二十八条 村は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2、偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があつたときは、村は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全

部または一部をその者から返還させることができる。

(委任規定)

第二十九条 この条例の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

(損害補償の経過措置)

第二条 この条例の適用の日(以下「適用日」という。)前に発生した事故による死亡若しくは負傷、または適用日前にその発生が確定した疾病による死亡若しくは、廃疾若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

第三条 適用日の前日において現に改正前の度会村消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償または第一種障害補償を受けることができる者には、改正後の度会村消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定による休業補償または障害補償年金を支給する。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第四条 適用日から五年以内に非常勤消防団員等が死亡した場合における当該死亡に関する遺族が遺族補償年金の最初の支給に先だつて申し出たときは、補償基礎額に四百を乗じて得た額を一時金として支給

する。

2、前項の一時金が支給される場合には、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、次に掲げる額の合算額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- 一、一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額
- 二、一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月以降各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五にその経過した年数(当該年数に未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとす。)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合算額

3、第一項の一時金は、新条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

(遺族補償年金の特例)

第五条 当分の間、非常勤消防団員等の夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)次項において同じ。父母、祖父母および兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの(新条例第十一条第一項第四号に規定する者であつて、新条例第十三条第一項第六号の規定に該当しないものを除く。)は、新条例第十一条第一項の規定にかかわらず、新条例の規定による遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、新条例第

十二條第一項第二号中「遺族一人」とあるのは「遺族(度会村消防団員等公務災害補償条例(昭和四十一年度会村条例第二十四号)附則第五條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。)一人」と、新条例第十三條第二項中「各号の一」とあるのは「各号の一(第六号を除く。)」とする。

2、前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、新条例第十一条第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母および兄弟姉妹の順序とする。

3、第一項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が六十歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、前条の規定の適用を妨げるものではない。

4、第一項に規定する遺族が、新条例第十二條の規定により未支給の遺族補償年金を受けるべき場合において、当該遺族補償年金を受けるべき順位は、第二項の規定による順序による。

(他の法律による給付との調整)

第六条 障害補償年金または遺族補償年金を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた身体障害または死亡について次の各号に掲げる法律による給付の支給を受ける場合には、当分の間、新条例の規定にかかわらず、新条例の規定による障害補償年金または遺族補償年金の額から当該各号に掲げる給付の年額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減

した額を支給する。

一、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による障害年金または遺族年金 百分の五十

二、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の規定による障害年金または遺族年金 百分の五十

三、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による障害年金、母
子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金(次号に掲げる年金を除く) 三分の一

四、国民年金法の規定による障害福祉年金、母子福祉年金および準母子福祉年金 百分の百

五、前四号に掲げる法律以外の法律による年金たる給付で自治省令の定めるところ

別表第一 補償基礎額表

階級	勤務年数				
	五年未満	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十五年以上
団長	一、一八〇円	一、三三〇円	一、三四〇円	一、三七〇円	一、四三〇円
副団長	一、一六〇円	一、一九〇円	一、二二〇円	一、二五〇円	一、三二〇円
分団長 副分団長 班長 及び 班員	一、〇四〇円	一、〇七〇円	一、一〇〇円	一、一三〇円	一、一六〇円
団員	九二〇円	九五〇円	九八〇円	一、〇一〇円	一、〇四〇円

備考

一、死亡若しくは、負傷の原因である事故が発生した日、または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日、当該事故または疾病が生じたことにより特に上位の階級に任

ころにより規則で定めるもの。

自治省令の定めるところによる規則で定める率

2、障害補償年金若しくは遺族補償年金を受ける権利を有する者または、その者の父母若しくは養育者が児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の規定による児童扶養手当若しくは重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第三百三十四号)の規定による重度精神薄弱児扶養手当を受ける場合には、当分の間、自治省令の定めるところにより規則で定める場合に同じ、新条例による障害補償年金または遺族補償年金の各月分の額から自治省令の定めるところにより、規則で定める額を減じた額を当該各月分の額として支給する。

命された非常勤消防団員または非常勤水防団員の階級は、当該事故または疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

二、一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命され

た日以前における当該階級と同一の階級または当該階級より上位の階級に属し

ていた期間とを合算する。

別表第二 損害補償表

等級	倍数	身体障害
第一級	二四〇	一、両眼が失明したもの 二、咀嚼および言語の機能が失われたもの 三、精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四、胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五、半身不随となったもの 六、両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 七、両上肢が用をなさなくなったもの 八、両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 九、両下肢が用をなさなくなったもの
第二級	二二三	一、一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二、両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの 三、両上肢をそれぞれ腕関節以上で失ったもの 四、両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
第三級	二六八	一、一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二、咀嚼または言語の機能が失われたもの 三、精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四、胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五、両手のすべての指を失ったもの
第四級	二六四	一、両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの 二、咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの 三、鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力が全く失われたもの 四、一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五、一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六、両手のすべての指が用をなさなくなったもの 七、両足をリスフラン関節以上で失ったもの

等級	倍数	身 体 障 害
第五級	二四二	一、一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二、一上肢を腕関節以上で失ったもの 三、一下肢を足関節以上で失ったもの 四、一上肢が用をなさなくなったもの 五、一下肢が用をなさなくなったもの 六、両足すすべての指を失ったもの
第六級	二二〇	一、両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの 二、咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの 三、鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 四、脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの 五、一上肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなったもの 六、一下肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなったもの 七、片手のすべての指または、おや指およびひとさし指をあわせて片手の四本の指を失ったもの
第七級	二〇〇	一、一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二、鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四〇センチメートル以上では普通の話し声を解することができない程度に減じたもの 三、精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四、神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五、胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六、片手のおや指およびひとさし指を失ったもの、またはおや指若しくは、ひとさし指をあわせ片手の三本以上の指を失ったもの 七、片手のすべての指または、おや指およびひとさし指をあわせ片手四本の指が用をなさなくなったもの 八、片足をリフラン関節以上で失ったもの 九、一上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

等級	倍数	身 体 障 害
第八級	四五〇	一、一眼が失明し、または一眼の視力が〇・二以下に減じたもの 二、脊柱に運動障害を残すもの 三、おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの 四、片手のおや指および、ひとさし指が用をなさなくなったもの、または、おや指若しくはひとさし指をあわせて片手の三本以上の指が用をなさなくなったもの 五、一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 六、一上肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなったもの 七、一下肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなったもの 八、一上肢に仮関節を残すもの 九、一下肢に仮関節を残すもの 十、片足のすべての指を失ったもの 十一、脾臓または一方の腎臓を失ったもの
第九級	三五〇	一、両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの 二、一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三、両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 四、両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 五、鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六、咀嚼および言語の機能に障害を残すもの 七、鼓膜の全部の欠損その他により一方の耳の聴力が全く失われたもの 八、片手のおや指を失ったもの、ひとさし指をあわせて片手の二本の指を失ったもの、またはおや指及びひとさし指以外の片手の三本の指を失ったもの 九、おや指をあわせて片手の二本の指が用をなさなくなったもの 十、第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失ったもの 十一、片足のすべての指が用をなさなくなったもの 十二、生殖器に著しい障害を残すもの

等級	倍数	身 体 障 害
第十級	二七〇	一、一眼の視力が〇、一以下に減じたもの 二、咀嚼または言語の機能に障害を残すもの 三、十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 四、鼓膜の大部分の欠損その他により一方の耳の聴力が耳殻に接しなれば大声を解することができない程度に減じたもの 五、片手のひとさし指を失ったもの、またはおや指およびひとさし指以外の片手の二本の指を失ったもの 六、片手のおや指が用をなさなくなったもの、ひとさし指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの、または、おや指がひとさし指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの 七、一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八、片足の第一指または他の四本の指を失ったもの 九、一上肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 十、一下肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
第十一級	二〇〇	一、両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 二、両眼のまぶたにそれぞれ著しい運動障害を残すもの 三、一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四、鼓膜の中等度の欠損その他により一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上では普通の話し声を解することができない程度に減じたもの 五、脊柱に奇形を残すもの 六、片手のなか指またはくすり指を失ったもの 七、片手のひとさし指が用をなさなくなったもの、またはおや指およびひとさし指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの 八、第一指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの 九、胸腹部臓器に障害を残すもの
第十二級	一四〇	一、一眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 二、一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三、七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの

等級	倍数	身 体 障 害
第十三級	九〇	一、一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二、一眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 三、両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損またはまっげはげを残すもの 四、片手のこ指を失ったもの 五、片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 六、片手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの 七、片手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの 八、一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九、片足の第三指以下の一本または二本の指を失ったもの 十、片足の第二指が用をなさなくなったもの、第二指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったもの、または片足の第三指以下の三本の指が用をなさなくなったもの
第十四級	五〇	一、一眼のまぶたの一部に欠損または、まっげはげを残すもの 二、三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 三、上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 四、下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 五、片手のこ指が用をなさなくなったもの

等級	倍数	身体障害
		六、片手のおや指およびひとさし指以外の指の指骨の一部を失ったもの 七、片手のおや指およびひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの 八、片足の第三指以下の一本または二本の指が用をなさなくなったもの 九、局部に神経症状を残すもの 十、男子の外貌が醜くなったもの

備考

- 一、視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二、手の指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失ったものをいう。
- 三、手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節の半分以上を失い、または中手指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四、足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五、足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節の半分以上、その他の指は末関節以上を失ったもの、または中足指関節若しくは第一指関節（第一足指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すもの。
- 六、各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

度会村条例第二十五号

度会村消防団条例の一部を改正する条例

正する条例
右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村消防団条例の一部を改正する条例

度会村消防団条例（昭和三十三年度会村

条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一六〇名」を「一五四名」に、「分団長五名」を「分団長四名」に、「副分団長五名」を「副分団長四名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例第二十六号

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

度会村報酬および費用弁償等に関する条例（昭和三十六年度会村条例第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次の一表を加える。

青少年問題協議会委員	日額	五〇〇円
------------	----	------

別表第二中

車馬賃 一料につき	五円	車馬賃 に改める
--------------	----	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

度会村条例第二十七号

度会村農業委員会の農地部会構成員の定数に関する条例を廃止する条例
右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村農業委員会の農地部会構成員の定数

に関する条例を廃止する条例

度会村農業委員会の農地部会構成員の定数に関する条例（昭和三十三年度会村条例第八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から適用する。

度会村条例第二十八号

度会村農業委員会の振興部会構成員の定数に関する条例を廃止する条例
右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村農業委員会の振興部会構成員の定数に関する条例を廃止する条例

度会村農業委員会の振興部会構成員の定数に関する条例（昭和三十八年度会村条例第二十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例第二十九号

度会村報酬および費用弁償等に関する条例第一条の特例に関する条例を廃止する条例
右公布する

昭和四十一年八月二十五日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村報酬および費用弁償等に関する条例第一条の特例に関する条例を廃止する条例

度会村報酬および費用弁償等に関する条例第一条の特例に関する条例（昭和三十八

年度会村条例第十七号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例第三十号

職員団体の登録に関する条例

右公布する

昭和四十一年九月十日

三重県度会村長 大野 真資

職員団体の登録に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十三条第一項及び第五項から第八項までの規定に基づき、職員団体の登録に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

第二条 職員団体が公平委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正副二通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

- 一、理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員でない者にあつてはその職業)
- 二、すべての事務所の所在地
- 三、連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

2、前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一、規約の作成または変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第五十三条第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
- 二、法第五十三条第四項の規定に従つて組織されていることを証明する書類

(登録の通知)

第三条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から三十日以内に、登録をした旨または、しない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更または解散の届出)

第四条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第二条第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、または解散したときは、その事由を生じた日から、十日以内に、公平委員会に書面をもつてその旨を届け出なければならない。

2、職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて正副二通の届出書を提出しなければならない。

3、第一項の規定による届出が規約の変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為にかかるときは、それらの行為が法第五十三条第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

4、前条の規定は、規約または第一条第一項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

(登録の効力停止及び取消の通知)

第五条 公平委員会は、法第五十三条第六項前段の規定により職員団体の登録の効力を停止し、または登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもつて当該職員団体に通知しなければならない。

(公平委員会規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に關し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例第三十一号

職員団体のための職員の行為

の制限の特例に関する条例

右公布する

昭和四十一年九月十日

三重県度会村長 大野 真資

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十五条の二第六項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、または活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)
第二条 職員は、次の各号に掲げる場合ま

たは期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、または活動することができる。

- 一、法第五十五条第八項の規定に基づき適法な交渉を行なう場合
- 二、休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例第三十二号

度会村国民健康保険税条例の

一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年九月十日

三重県度会村長 大野 真資

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

度会村国民健康保険税条例(昭和三十八年度会村条例第九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号イ中「一七〇円」を「二四〇円」に、同号ロ中「五二〇円」を「七二〇円」に、同条第二号イ中「一〇円」を「一六〇円」に、同号ロ中「三五〇円」を「四八〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用する。

度会村条例第三十三号

度会村交通安全対策協議会設置条例

置条例

右公布する

昭和四十一年九月十日

三重県度会村長 大野 真資

度会村交通安全対策協議会設置条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第三項第八号に掲げる交通安全の保持に關し調査審議するため、度会村交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(事業)

第二条 協議会は、次に掲げる事業を行なう。

- 一、交通安全の指導育成に關すること。
- 二、交通安全施設の設置に關すること。
- 三、交通危険箇所の改善に關すること。
- 四、交通事故防止のための調査研究に關すること。
- 五、交通安全の広報宣伝に關すること。
- 六、道路管理者に対する請願陳情等に關すること。
- 七、その他交通安全の保持に關すること。

(組織)

第三条 協議会は、会長及び委員十六人をもって、組織し、その委員は次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

一、村議会議長及び総務財政常任委員会

委員長

- 二、村立学校長
- 三、村消防団長

四、交通安全協会代表者

五、交通安全に關し学識経験を有する者(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2、前条第一号から第四号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる地位を失ったときは、委員の職を失う。

(会長)

第五条 会長は、村長をもって充てる。

2、会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2、協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3、協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、村庁庶務課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が

協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。